ADR法案の立案に関して寄せられた意見

本年7月28日に「ADR法案立案の方向性に関する説明会」を開催した後、司法制度改革 推進本部事務局に寄せられた意見等を集約し、その概要をまとめたものである。

寄せられた意見総数:86件(平成16年8月31日現在)

[内訳] · 隣接士業関係団体: 3団体

・ADR関係団体:2団体

・個人(弁護士59名、司法書士16名、大学教授3名、企業法務関係

者1名、消費者団体関係者2名)

1. 基本的考え方

(1)基本的考え方

賛成する。(隣接法律専門職種団体)

ADRは、多種多様な紛争の解決手段として、司法による紛争解決作用と相互補完的に発展させるべきである。また、紛争解決事業者の自主性及び自立性の尊重が、制度設計の基本となるべき。(大学教授)

(2)国の責務

関係諸機関による連絡協議会や関係省庁等の連絡会議等の体制を早急に整備するとともに、手続実施者等の教育については、必要な知識・技能に関する研修等を充実させるよう、財政援助策等を含めて対処すべき。(隣接法律専門職種団体)

実施者のトレーニングを含めた情報の交換をすべきであり、そのために国が 積極的に関与する必要がある。(隣接法律専門職種団体)

国や地方公共団体の干渉はできるだけ控えるべき。(大学教授)

2. 認証制度

(1) 認証民間紛争解決業務に係る特例等(執行力以外。執行力については別添のと おり)

基本的に賛成する。ただし、時効中断については、裁判所による裁量の余地を認めるなど、悪用されないようにする具体的措置の立法化と運用が望まれる。(隣接法律専門職種団体)

裁判所が適当と判断した場合、民事事件の一部は、裁判所の裁量でADR機関の解決手続に回すことができるよう、移送又は回付などに類似した手続きの規定を創設すること。(ADR関係団体)

ADR機関には、弁護士法の適用を一部除外する旨の特例を明記すること。 ADR実験試行を踏まえると、弁護士との共同は必至であり、弁護士以外の 者だけでADR機関を実質的に運営できるとは思えない。裁判を受ける権利 を保障する責務からも弁護士関与は望ましい。(ADR関係団体) 民間のADR機関が主宰業務を行う場合は、業務の対価として、費用・手数料・報酬等を得ても、弁護士法72条の適用はない旨を規定すること。(ADR関係団体)

訴訟手続の中止は、裁判所の決定により訴訟手続を中止し、事由が解消すれば中止決定を取消すのがよい。(大学教授)

(2) 認証の基準、監督等

[全般]

認証制度の導入について、基本的には反対の立場をとる。仮に、認証制度が 導入されるなら、以下 ~ の条件のもとに賛成する。 行政による介入は 最低限度に止めるべき、 弁護士の関与を認証の条件としない、 認証 A D R機関の活動については弁護士法 7 2 条の適用を除外する。(隣接法律専門職 種団体)

〔認証の基準・手続〕

弁護士の関与は、ADR機関の選択に委ねることを原則として、一律「必要的」とすべきではない。このことにより考えられる不適当なADR機関の出現を防止するための規制は別途検討すべき。(隣接法律専門職種団体)

認証の申請を任意とすることに賛成する。(隣接法律専門職種団体)

認証基準については基本的には賛成する。ただし、経理的基礎は極力最小限の内容とされるように希望する。また、弁護士の助言を受けることができること等の「必要な体制」の確保を義務付けることには、円滑・迅速な手続の進行、安価なサービスの提供に十分配慮した措置が講じられるべき。(隣接法律専門職種団体)

A D R の認証要件については、主宰者の能力及び知識経験、手続及び組織の公平性、公正さを設立時に厳しく審査し、認証後も業務執行の監督を行うべき。(弁護士)

〔認証事業者等の義務〕

過度にならないことを前提として賛成する。(隣接法律専門職種団体) ADR利用の申込みがあった場合、関係する者は、ADR機関からの要請を 受けて応諾し、民間ADRに協力する義務を負う旨の規定を設けること。(ADR関係団体)

[認証事業者の監督]

個別事件の処理に関してその当否に直結する又は関連するようなことについて報告徴収等が行われることには、厳格な制限を設けるべきである。(隣接法律専門職種団体)

ADR利用者にとって不利益になるような事項に関し、報告徴収は行わない こと。(ADR関係団体)

(3)認証の主体

認証主体は最高裁が適切ではないか。(大学教授)

ADR機関は、一定の要件を備えた場合、第三者機関に対し、自主的に登録するものとすること。(ADR関係団体)

(4)その他

連合会が認証機関として認証を得た場合は、傘下の都道府県単位会を「従たる事務所」として活動することが可能となるようにすべき。(隣接法律専門職種団体)

法人格を有しない一人事務所においても認証取得可能な制度とすることが望まれる。(隣接法律専門職種団体)

法案成立後の実際の運用に際して問題があるとされる点に関しては早期に修正を行うことができるよう、[一定期間経過後の]見直し規定を置くことを視野に入れて検討すべき。(隣接法律専門職種団体、ADR関係団体)

ADR認証制度を労働紛争分野に導入することは適切ではない。仮に導入する場合には、個別労働紛争については、厳格な要件を課し、仲裁法と同様にADR前置の合意を無効とすべきであり、また、執行力は付与すべきではない。(弁護士)

3 . A D R 代理権の付与

司法書士会が開設するADRセンターにおけるADR代理は、すべての司法書士が行えるものとすべき。(隣接法律専門職種団体)

上記以外のADR機関におけるADR代理は、原則として認定司法書士が代理人となることができるものとすべき。(隣接法律専門職種団体)

ADRにおいては必ずしも高度に訓練された専門家による要件事実論や法的判断が求められるわけではないから、ADR利用者に対する弁護士以外の専門家によるサポート(代理)体制も充実させる必要がある。そのためには、例えばADR代理権については簡裁代理関係業務を超えて、広く認めるべきである。(ADR関係団体)

執行力の付与に関して寄せられた意見等(概要)

1. ニーズ等に関する意見

経済界には、差し迫ったニーズはまったく認められない。(企業法務関係者)

消費者、事業者など利用者側に執行力の付与を求めるニーズがあるかどうかも疑問。ADRは、最終的な合意の段階で、その内容如何によって受け入れるかどうかを判断できるところにこそ魅力がある。(消費者団体関係者)

既存の制度、仲裁や執行証書等の活用に不都合がない。(企業法務関係者)

執行力が得られないことがADRの利用を増やさない原因であるという分析は一面的。(弁護士)

記録の作成・保管は裁判所や公証役場を利用すればよく、ADR機関に執行力を付与する必要性は乏しい。なお、現在、公正証書であっても、利息制限法による充当計算がなされないまま準消費貸借契約が締結されるなどの問題が生じており、作成手続における適法性のチェックが不十分。(弁護士)

2. 弊害懸念に関する意見

執行力を付与するために、対象となる権利の限定、 弁護士の関与、 執行 受諾文言の記載や当事者に対する読み聞かせ、 裁判所による執行決定といった要件が提案されているが、 については、金銭に限定しても、クレサラ問題 やヤミ金問題といった深刻な弊害の発生を回避できない。 については、弁護 士関与が実質的な担保になる(後見的な機能が働く)と短絡できない。 については、すべての当事者が常に自己の権利義務を充分理解し、自己の利益のために攻撃防御をし、あるいは専門家の助力を受けることができるわけではない。 については、裁判所による審査は形式的審査にならざるを得ず、和解書面の 不当・不正を、裁判所が職権探知するわけではない。(企業法務関係者、同旨;消費者団体関係者)

債務名義を粗製濫造するような債務名義株式会社が出現する危険性がある。 (弁護士)

利息制限法や借地借家法その他の規制法の潜脱を横行させることになりかねない。(弁護士)

消費者と事業者間には知識・情報量や交渉力に格差があることから、当事者間 の合意があっても、合意形成過程・合意内容が不公正なものは取消・無効とす るなどの法的規制も行われている。(弁護士)

ADRは多種多様であり、判決手続のように高度の蓋然性を持って権利が表彰

されるとは言えず、手続の公正・中立性、和解内容の実質的な公正さが担保されていない。(弁護士、同旨:消費者団体関係者)

消費者と事業者間の情報力・交渉力の構造的格差を是正するため、ADR機関が健全であり、かつ主宰者を含めて紛争を公正かつ適確に解決できることの確保を要件とすべきであるが、この点が不十分。(弁護士)

ADRは合意を本則としており、その合意の履行は強制せずに行われるのが筋である。一般的にはその結論は強制せずとも、履行はほぼ確実。(弁護士、司法書士)

消費者金融業者が不当に利用し、多重債務者の再生に回復しがたい損害を生じせしめる危険性が極めて高い。(ADR関係団体)

3.時期尚早との意見等

自主性・多様性が尊重されるべき ADRに認証制度を導入することに対する反対論や懸念がある中で、それ以上に懸念や反対が強い執行力付与を性急に導入することは、かえってADR法の制定が目指すADRの拡充・活性化を阻害する可能性がある。(企業法務関係者)

紛争当事者の力関係の差や請求権の内容などを考慮すると、執行力を付与した場合の弊害発生が憂慮されうる一方で、執行力を付与することは、ADR法の理念の実現と実効性の担保の観点から最大のメリットであることから、基本的には必要な措置である。しかしながら、本問題については未だ議論が十分尽くされておらず、とくに、当事者の範囲、請求権の範囲及び価格等を限定することを含め更に検討して当該範囲を明確化すべきと考える。(隣接法律専門職種団体)

メリットとデメリットを十分に比較したうえで、慎重に検討されることが望ま しい。仲裁法と同様の手続において執行力が付与される場合は、その要件が認 証要件を更に加重することはやむを得ず、それでも必要とされるか見極めるべ き。(隣接法律専門職種団体)

まず堅実なところからはじめて、実績を積んでから執行力を付与するのが穏当。 もし執行決定を経て執行力を付与する場合であっても、審査事項をどうするか (外国判決、仲裁判断など)等について、突き詰めた議論が必要。(大学教授)

和解への執行力の付与については、運用の実績をある程度見たうえでの、慎重な検討が必要である。(大学教授)

(以上)